

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年9月10日提出
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 明美
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【事務連絡者氏名】	長瀬 博子
【電話番号】	03-6752-1050
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンド（以下「ファンド」、「当ファンド」または「本ファンド」ということがあります。）
・愛称として「てつさん」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年9月11日から2026年3月10日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

あおぞら投信株式会社

ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>

電話番号 050-3199-6343（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
日本を含む世界の株式に広く分散投資を行うことで、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格
- 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信 その他資産 ()
追加型投信	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないうファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファン

下をいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらないすべてのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 世界の株式に広く分散投資

投資信託証券を通じて世界の株式(新興国の株式を含みます。)に市場の代表的なインデックス*よりも幅広く分散投資を行うことで、リスク分散と収益の獲得を目指します。

*ここでいう市場の代表的なインデックスとは、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスを指します(以下同じ)。MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した指数で、新興国を含む世界株式の代表的な指数です。

2 低コストで注目される新しい運用手法

個別銘柄の選択に焦点を当てるのではなく、市場インデックスを模倣するのでもない新しい運用手法で、「非従来型アプローチ」といわれています。

「非従来型アプローチ」とは

時価総額加重された通常の市場インデックスから脱却し、より高い収益を目指そうという運用手法です。運用担当者がリサーチ等に基づいて銘柄を選択するアクティブ運用に比べると、運用コストが比較的安く抑えられるという特徴があります。

3 学術的研究に基づく運用

組入れファンドの運用は、学術的研究に基づく運用を実践する「ディメンショナル・アイルランド・リミテッド」が行います。

※本ファンドは為替ヘッジは行いません。

※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

徹底的な分散投資

本ファンドは世界の株式（新興国の株式*を含みます。）に、市場の代表的なインデックスよりも幅広く、「徹底した分散投資」（徹散:てつさん）を行います。組入れファンドにおける株式の組入れ銘柄数は10,000銘柄以上に上ります。本ファンドを通して、少額の投資で世界中の株式に投資することが可能です。

市場の代表的なインデックスと本ファンドの投資対象銘柄数の比較(2025年6月末現在)



*新興国の株式を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、資産総額の20%程度を上限とします。

※上記は本ファンドの投資対象銘柄数を理解していただくためのイメージ図であり、今後、銘柄数変動する場合があります。

注目される新しい運用手法

本ファンドは個別銘柄選択に焦点を当てるのではなく、企業規模（大型株/小型株）や、相対価格（割安株/成長株）等の特性に着目することにより、長期的に市場インデックスを上回る収益を目指します。

長期的には、企業規模においては小型株、相対価格においては割安株のリターンが優位となる傾向があります。本ファンドでは小型株、割安株の保有比率が相対的に高くなります。

一般的な市場インデックスと本ファンドの企業規模・相対価格別の構成比

一般的な市場インデックス		本ファンド	
大型・割安	大型・成長	大型・割安	大型・成長
小型・割安	小型・成長	小型・割安	小型・成長

※上記は本ファンドの運用手法を理解していただくための概念図であり、必ずしも全ての場合に当てはまるとは限りません。

※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記運用手法のような運用ができない場合があります。また、上記運用手法は変更される場合があります。

組入れファンドの運用

組入れファンドの運用は、ディメンショナル・アイルランド・リミテッドが行います。ディメンショナルは、ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッドおよびその関係会社の総称です。経済分野で世界的に著名な学識経験者がディメンショナルのコンサルタントを務めており、ディメンショナルは学術的研究を応用した運用を実践しています。



ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ

1981年創立

運用資産残高：
8,526億米ドル（約123兆円）

従業員：1,600名超

出所：ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ

運用資産残高および従業員数：

2025年6月末現在、1米ドル＝144.00円で換算



※各拠点はディメンショナルのオフィス所在地です。「ディメンショナル」と記載がある場合、特定の事業体を示すものではなく、世界各国に展開するディメンショナルのグループ企業である Dimensional Fund Advisors LP, Dimensional Fund Advisors Ltd., DFA Australia Limited, Dimensional Fund Advisors Canada ULC, Dimensional Fund Advisors Pte. Ltd., Dimensional Ireland Limited., Dimensional Japan Ltd.とDimensional Hong Kong Limitedを指します。

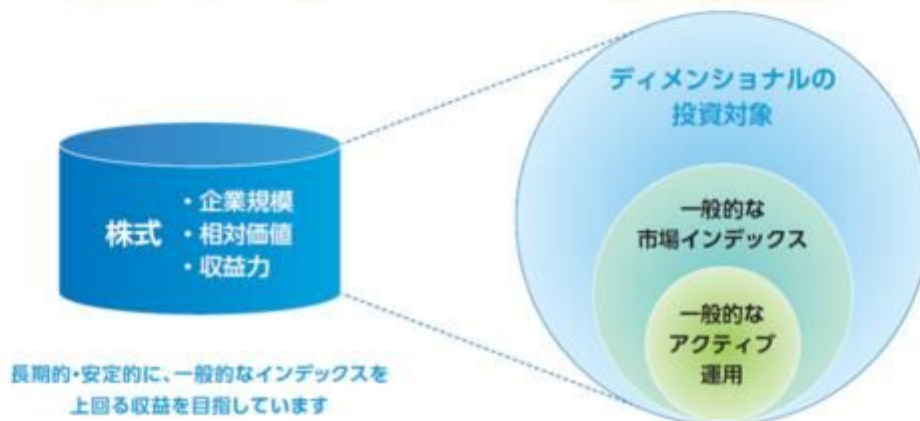
運用プロセス

組入れファンドの投資手法は、リターンを向上させる特性に着目し、分散されたポートフォリオを構築します。ディメンショナルの投資哲学は、学術的調査に基づいています。

【長期リターンが期待できる特性に着目】

学術研究から得られた特性

幅広い銘柄に分散投資



※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記運用プロセスのような運用ができない場合があります。また、上記運用プロセスは変更される場合があります。
※上記は組入れファンドの運用プロセスについて、委託会社が作成したものです。

④ 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

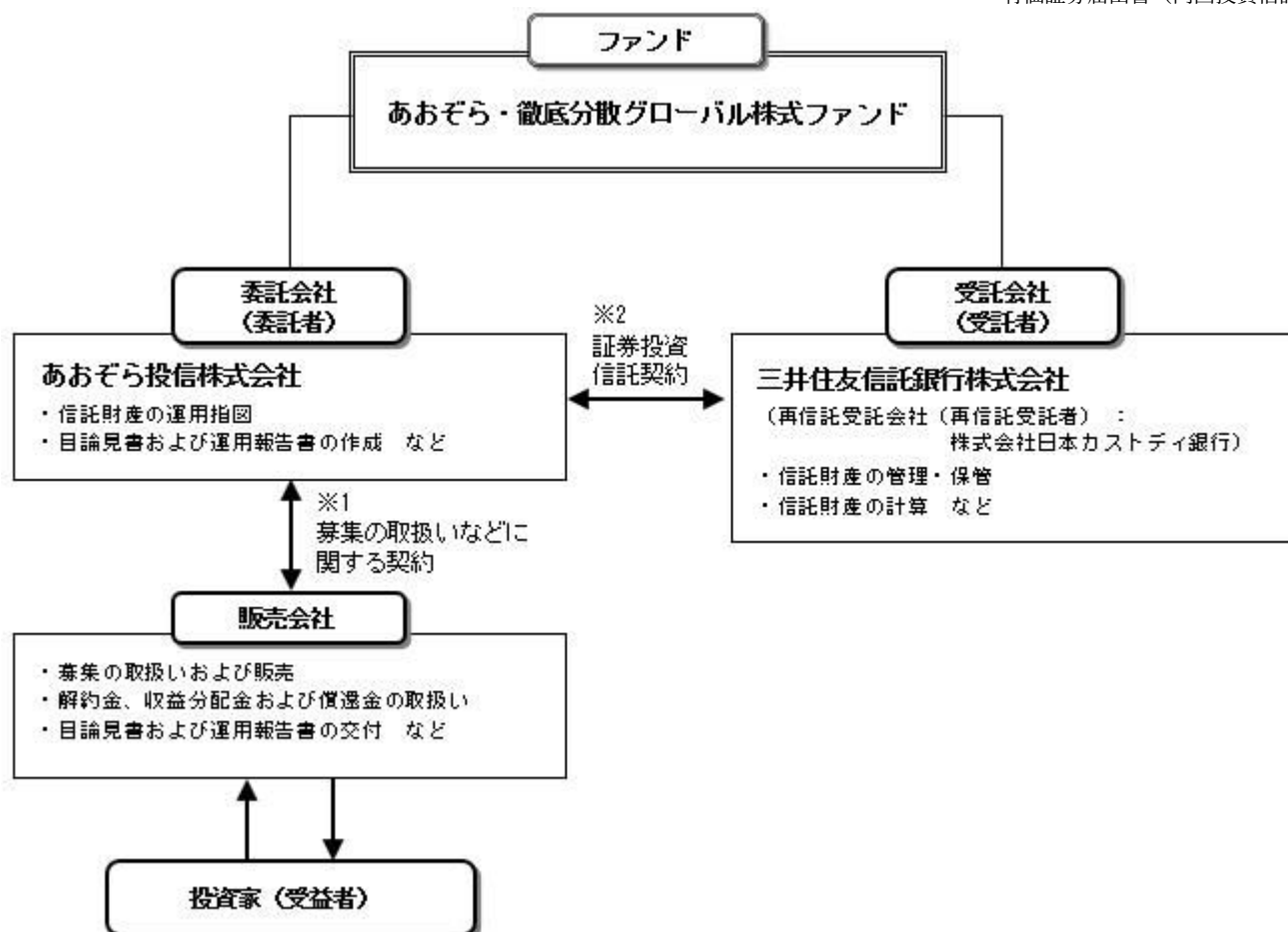
(2) 【ファンドの沿革】

2015年3月27日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

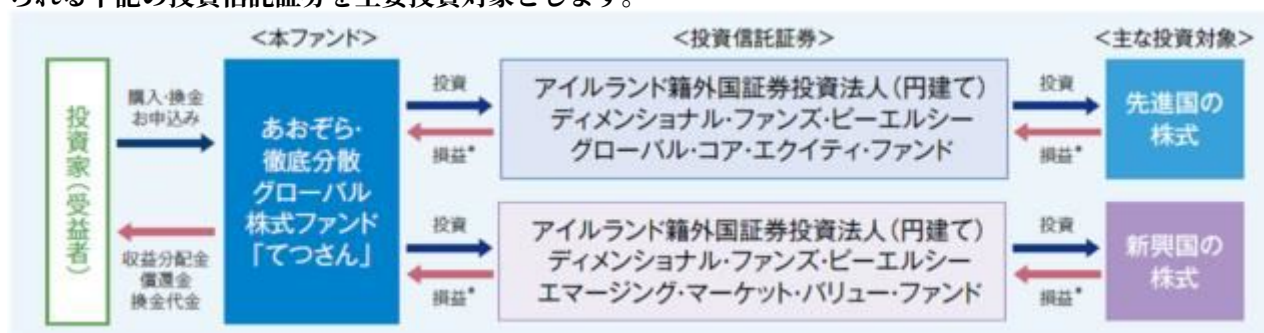


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはディメンショナル・アイルランド・リミテッドが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



※上記は有価証券届出書提出日現在の組入れ指定投資信託証券（以下「組入れファンド」または「指定投資信託証券」ということがあります。）の一覧です。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

② 委託会社の概況（2025年8月1日現在）

1) 資本金

5億円

2) 沿革

2014年 2 月 4日

「あおぞら投信株式会社」設立

2014年 4 月15日

投資運用業登録

2015年 7 月 3日

第二種金融商品取引業登録

3) 大株主の状況

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （%）
----	---------	--------------	-------------

株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1番地1	18,000	100
------------	------------------	--------	-----

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① 主として、日本を含む世界の株式（新興国の株式を含みます。）を主要投資対象とする別に定める投資信託証券に投資を行います。
- ② 先進国株式と新興国株式の比率は実態に合わせ適宜調整しますが、新興国株式を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は資産総額の20%程度を上限とします。
- ③ 外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※「別に定める投資信託証券」とは、以下のものをいいます。

- ・アイルランド籍外国証券投資法人
ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド
（以下「先進国株式ファンド」という場合があります。）
- ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド
（以下「新興国株式ファンド」という場合があります。）

（2）【投資対象】

投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）以下同じ。）を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ) 有価証券
ロ) 金銭債権
ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2) 次に掲げる特定資産以外の資産
イ) 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債、同法第120条に規定する特別法人債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債をいいます。）
2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの
3) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 投資対象とする金融商品
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1) 預金
2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3) コール・ローン
4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

◆投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）の概要

有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

<ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド>

ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される先進国の株式に投資します。その際、割安と判断する株式や時価総額の比較的小さい小型株により比重をおきます。

主な投資制限	①先進国の主要市場で取引されている先進国の株式を主要投資対象とします。 ②先進国で取引されている株式のうち、新興国の株式と判断される株式への投資割合は、原則として信託財産の資産総額の20%を超えないものとします。 ③リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬：0.22% その他の費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
管理会社	ディメンショナル・アイルランド・リミテッド
決算日	毎年11月30日

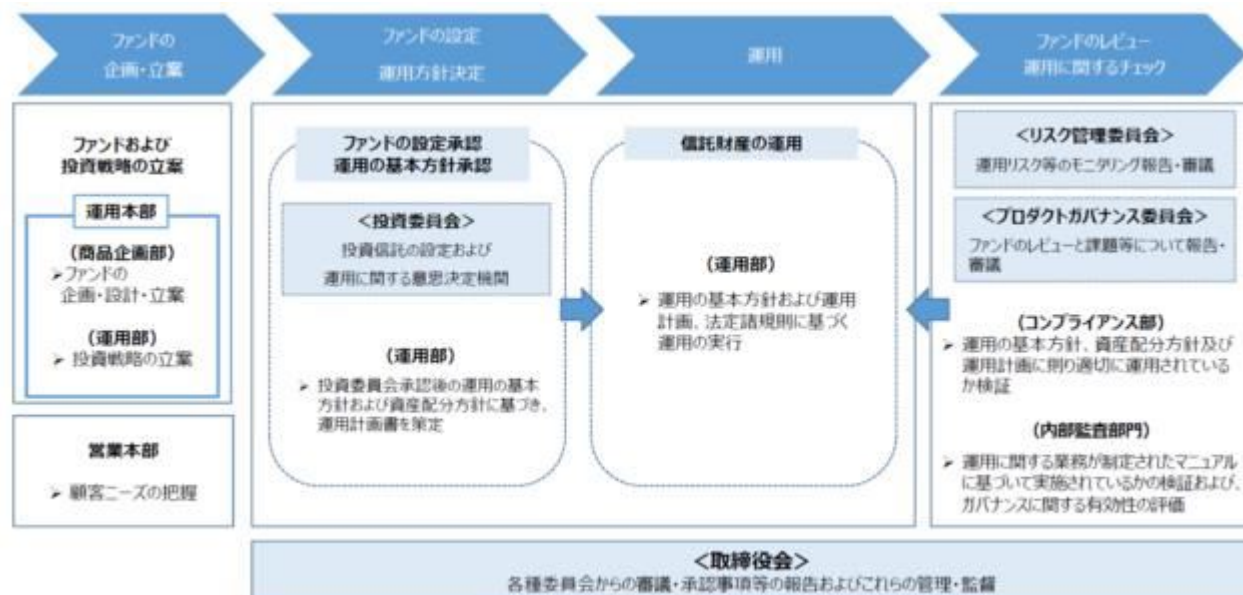
<ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュース・ファンド>

ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される新興国（下記の投資対象国・地域リスト参照）の上場株式に投資します。その際、主に対象銘柄の時価総額と比較して資産価値が高いと判断される割安株に着目します。加えて、投資顧問会社の判断により預託証券（ADR等）も投資対象に含めることができます。なお、預託証券（ADR等）は以下の投資対象国・地域リスト以外の国・地域を含む場合があります。 <投資対象国・地域リスト> ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ、エジプト、ギリシャ、ハンガリー、インド、インドネシア、イスラエル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、サウジアラビア、南アフリカ、韓国、台湾、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦 ※投資顧問会社は上記リストを随時見直しできるものとし、ファンドの決算報告書類においてその見直し内容を開示するものとします。
主な投資制限	リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬：0.41% その他の費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
管理会社	ディメンショナル・アイルランド・リミテッド
決算日	毎年11月30日

（３）【運用体制】

① 委託会社の運用体制

委託会社の運用体制における内部管理および本ファンドに係る意思決定を監督する組織は以下の通りです。



※投資委員会、リスク管理委員会、プロダクトガバナンス委員会ともに、15名程度で構成されています。

1) 運用体制に関する社内規則

委託会社では、組織規程においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、法令等の遵守、投資者保護、公平性の確保、流動性リスクの管理等を主要目的として、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されています。取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保、流動性リスク管理態勢について、適宜是正勧告等の監督を行います。

2) 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社は、リスク管理委員会を設置しております。代表取締役、常勤取締役、関係各部署の代表から構成されています。運用本部とは別の管理部門（投信管理部およびコンプライアンス部）は、定期的に運用パフォーマンスの評価・分析ならびに法令遵守状況の監視を行っており、その結果をリスク管理委員会へ報告し、当該報告事項等は取締役会にてチェックを行います。

② 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制等

1) 委託会社では、受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性・妥当性についての監査人による報告書を受託会社より受け取っております。

2) 投資対象ファンドの組入れまたは運用権限の委託を行う場合、組入れ後または運用開始後、定期的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜調査・評価を行っています。また、ファンドの運用に関する関係法人に対して定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告しています。また、プロダクトガバナンス委員会においてファンドのレビューと課題等について報告・審議し、必要に応じて対応を決定しています。

※上記体制は2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行われます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - 3) 株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
 - 4) 投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
 - 5) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。また、投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。
 - 6) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる状態に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - 7) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
 - 8) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
 - 9) 外国為替予約の運用指図
委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
 - 10) 一部解約の請求および有価証券売却等の指図
委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。
 - 11) 再投資の指図
委託者は、10)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。
 - 12) 資金の借入れ
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。
- ② 法令による投資制限
- 1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。
 - 2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図してはならないとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク（基準価額の変動要因）およびその他の留意点

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので、基準価額は変動します。また、為替の変動による影響を受けます。したがって、投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。本ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家の皆さまに帰属します。

本ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

- ① 株価変動リスク
本ファンドは実質的に株式に投資を行いますので、株価変動リスクを伴います。一般に株式市場が下落した場合には、本ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、本ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。なお、本ファンドは一部新興国の株式に投資を行います。新興国の株価変動は先進国以上に大きいものになることが予想されます。
- ② 為替変動リスク
本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般に為替変動リスクを伴います。本ファ

ンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

③ カントリー・リスク

本ファンドは実質的に一部新興国の株式に投資を行いますので、カントリー・リスクを伴います。新興国市場への投資には、先進国市場への投資と比較して、社会・政治・経済の不確実性、市場規模が小さい故の低い流動性、通貨規制および資本規制、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートや現地通貨交換に要するコストの大きな変動、外国への送金規制等の影響を受けて、本ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

④ 流動性リスク

本ファンドは、実質的に一部新興国の株式に投資を行いますので、流動性リスクを伴います。新興国の株式には流動性の低いものも含まれており、このような株式は一般に価格変動率が比較的高く、本ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、一般に流動性の高い株式と比較して市場規模や取引量が少ないため、経済状況の悪化や、本ファンドに大量の設定解約が生じた場合等には、市場実勢から期待される価格や評価価格通りに取引できない可能性があり、本ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

⑤ 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクを伴います。

⑥ デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは、組入れファンドにおいて一定のデリバティブを用いることがあります。デリバティブ取引は、現物資産への投資に代わり投資目的を効率的に達成するために用いられますが、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性があり、その目的を達成できる保証はありません。デリバティブの価格は、主として基礎となる原資産の価格に依存しこれらによって変動しますが、基礎となる原資産の価格以上に変動することがあります。このため、デリバティブの価格の動きが本ファンドの基準価額の下落要因となり投資元本を割り込むことがあります。

⑦ 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等もしくはコンピュータ・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、本ファンドの基準価額が下落する場合があります。

<その他の留意点>

① 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に本ファンドで資金借入れを行うことによって本ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は本ファンドが負担することになります。

③ 当初設定および償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合があります。また、本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。また、諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合や、一時的に購入・換金の受付を停止する場合があります。

④ 本ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の事象等が発生した場合には、本ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。

⑥ ファンド・オブ・ファンズの基準価額には、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響が反映されます。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額には必ずしも投資対象市場の市場動向のみが直接に反映されるのではなく、組入れる投資信託証券における運用の結果が反映されます。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れる投資信託証券が組入れる資産の評価時点の市場価格が間接的に反映されるため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは異なる場合があります。

⑦ 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情があるときは、受託会社と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑧ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益率を示すものではありません。投資家の本ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。本ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりがかつた場合も同様です。

⑨ 法令・税制・会計等は変更される可能性があります。（外国投資信託を含みます。）

(2) リスク管理体制

・委託会社は、合議制に基づく「リスク管理委員会」において、各リスクの管理状況と課題等について報告・審議し、必要に応じて対応を決定します。リスク管理委員会は、原則として毎月開催されます。委員会のメンバーは、代表取締役、常勤取締役、関係各部署の代表により構成されており、必要と認められる場合には他の役職員および外部の者がオブザーバーとして参加します。

- ・リスク統括部長は、リスク管理委員会における重要な審議・決定事項を速やかに代表取締役または取締役会に報告します。
- ・運用に係るリスク管理および法令等・信託約款（運用の基本方針）の遵守の管理につきましては、運用本部とは別の管理部門（コンプライアンス部、投信管理部、リスク統括部）が担当します。管理部門は、運用部における投資信託財産の運用成果とその内容を客観的に把握するため、リスク統括部において、パフォーマンス分析と評価を行います。また、運用の基本方針、資産配分方針及び運用計画と整合しているか適宜審査を行います。上記の結果はリスク管理委員会へ報告されます。

※上記体制は2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※本ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※本ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

※上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、本ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示したものです。

※本ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株・・・配当込みTOPIX

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

※配当込みTOPIX(以下「TOPIX(配当込み)」といいます。)の指数値及びTOPIX(配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIX(配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIX(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

※MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す指数です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

※FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当該指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3%)が上限となっております。

- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
 - ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※申込手数料は、本ファンドの説明、募集・販売の取扱い等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率0.5775%（税抜0.525%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	最大で年率0.258%程度*
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率0.8355%（税込）程度

*投資対象とする投資信託証券を、投資方針に基づき組入れた場合の最大値（先進国株式ファンドを80%、新興国株式ファンドを20%組入れた場合に想定される、組入れファンドにかかる運用報酬率の最大値）を委託会社が算出したものです。

- 1) 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜0.525%）の率を乗じて得た額とします。
- 2) 指定投資信託証券において、最大で年率0.258%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率0.8355%（税込）程度となります。
- 3) ただし、上記の実質的な信託報酬等は、有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。

※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

② 信託報酬の配分

支払先	信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率
委託会社	年率0.2750%（税抜0.250%）
販売会社	年率0.2750%（税抜0.250%）
受託会社	年率0.0275%（税抜0.025%）

役務の内容	
委託会社	ファンド運用、法定書類等作成、基準価額算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種報告書の送付、各種事務手続き、口座管理等に係る対価
受託会社	信託財産の保管・管理、委託会社からの運用指図実行等の対価

- 1) 本ファンドの信託報酬につき、委託会社、受託会社および販売会社間の配分ならびにこれらを対価とする役務の内容については上記の通りとします。
- 2) 上記1)の信託報酬に対する消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- 3) 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、本ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行う本ファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、本ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

- ① 指定投資信託証券において管理報酬等が別途加算されます。当該管理報酬等は、当該投資信託証券の資産規模ならびに運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する当該管理報酬等の率および総額は事前に表示することができません。
- ② 有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
※上記の諸経費は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を表示することができません。

- ③ 上記②に定める諸経費のほか、次の1)から5)に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記2)から4)までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。
- 1) この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
 - 3) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
 - 4) この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 5) この信託に係る格付の取得に要する費用
- ④ 委託会社は、上記③に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率により算出される金額または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ⑤ 上記④の規定に基づき、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、本ファンドの純資産総額に対して年率0.1%を上限として計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用を信託財産中より支弁します。
- ⑥ 上記①から③までのうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。
- 1) 有価証券売買時の売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
 - 2) 指定投資信託の管理報酬等：指定投資信託に係る受託業務、管理事務代行業務、有価証券の保管費用、登録・名義書換事務代行業務、受益者サービス業務に要する費用
 - 3) 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
 - 4) 印刷費用等：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用

※ご購入からご換金または償還までにご負担いただく当該手数料等の合計額については、ファンドの運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

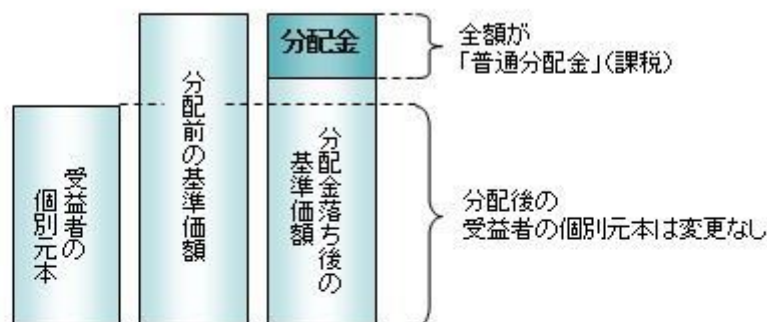
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

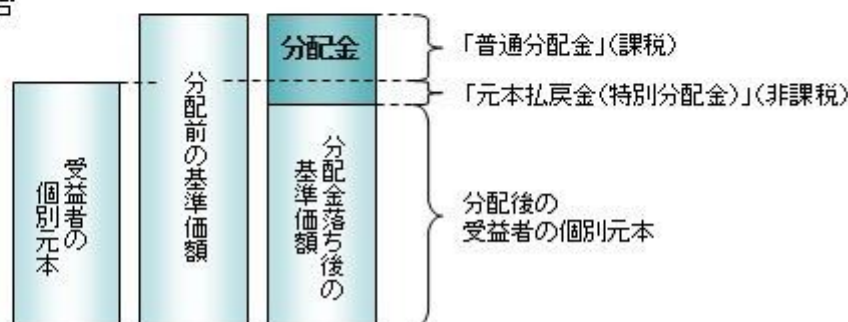
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は2025年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

■(参考情報)ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	①ファンドの費用の比率	②投資先ファンドの運用管理費用の比率
ファンド	0.86%	0.60%	0.26%

(2023年12月12日~2024年12月10日)

※総経費率の算出にあたっては、期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※①の費用は1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

※②の費用は、各月末の投資先ファンドの保有比率に当該投資先ファンドの運用管理比率を乗じて算出した概算値です。

※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

※各比率は、年率換算した値です。

※投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等(マザーファンドを除く。)です。

※①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※①の費用と②の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。

※上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細費用につきましては、対象期間の交付運用報告書をご覧ください。

以下は2025年 6月30日現在の運用状況であります。
投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アイルランド	13,614,089,415	98.58
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	195,677,446	1.41
合計（純資産総額）		13,809,766,861	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイルランド	投資証券	ディメンショナル・ファンズ・ ビーエルシー グローバル・コ ア・エクイティ・ファンド	3,625,087.298	2,982.93	10,813,387,226	2,966.23	10,752,842,695	77.86
2	アイルランド	投資証券	ディメンショナル・ファンズ・ ビーエルシー エマージング・ マーケット・バリュース・ファンド	1,737,532.395	1,573.32	2,733,695,665	1,646.73	2,861,246,720	20.71

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	98.58
合計	98.58

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2015年12月10日）	202,791,230	202,791,230	0.9404	0.9404
第2計算期間末（2016年12月12日）	142,324,949	142,324,949	0.9943	0.9943
第3計算期間末（2017年12月11日）	113,896,444	113,896,444	1.1507	1.1507
第4計算期間末（2018年12月10日）	176,882,420	176,882,420	1.0703	1.0703
第5計算期間末（2019年12月10日）	295,408,716	295,408,716	1.1766	1.1766
第6計算期間末（2020年12月10日）	568,464,103	568,464,103	1.2404	1.2404
第7計算期間末（2021年12月10日）	918,424,002	918,424,002	1.6159	1.6159
第8計算期間末（2022年12月12日）	1,482,556,540	1,482,556,540	1.6989	1.6989
第9計算期間末（2023年12月11日）	6,143,209,777	6,143,209,777	1.9860	1.9860
第10計算期間末（2024年12月10日）	12,917,999,237	12,917,999,237	2.5360	2.5360
2024年 6月末日	11,916,162,954	—	2.4945	—

7月末日	12,018,552,004	—	2.4095	—
8月末日	11,903,601,428	—	2.3371	—
9月末日	12,175,138,092	—	2.3578	—
10月末日	12,902,540,364	—	2.5027	—
11月末日	12,931,064,367	—	2.5144	—
12月末日	13,158,987,500	—	2.5592	—
2025年 1月末日	13,298,210,367	—	2.5669	—
2月末日	12,887,770,001	—	2.4568	—
3月末日	12,768,593,007	—	2.4057	—
4月末日	12,295,396,570	—	2.2828	—
5月末日	13,277,193,706	—	2.4390	—
6月末日	13,809,766,861	—	2.5465	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2015年 3月27日～2015年12月10日	0.0000
第2期	2015年12月11日～2016年12月12日	0.0000
第3期	2016年12月13日～2017年12月11日	0.0000
第4期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第5期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第6期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第7期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第8期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第9期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000
第10期	2023年12月12日～2024年12月10日	0.0000
当中間期	2024年12月11日～2025年 6月10日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2015年 3月27日～2015年12月10日	△6.0
第2期	2015年12月11日～2016年12月12日	5.7
第3期	2016年12月13日～2017年12月11日	15.7
第4期	2017年12月12日～2018年12月10日	△7.0
第5期	2018年12月11日～2019年12月10日	9.9
第6期	2019年12月11日～2020年12月10日	5.4
第7期	2020年12月11日～2021年12月10日	30.3
第8期	2021年12月11日～2022年12月12日	5.1
第9期	2022年12月13日～2023年12月11日	16.9
第10期	2023年12月12日～2024年12月10日	27.7
当中間期	2024年12月11日～2025年 6月10日	△1.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2015年 3月27日～2015年12月10日	280,772,433	65,122,144
第2期	2015年12月11日～2016年12月12日	41,152,270	113,657,143
第3期	2016年12月13日～2017年12月11日	37,682,524	81,847,896
第4期	2017年12月12日～2018年12月10日	99,557,477	33,273,992
第5期	2018年12月11日～2019年12月10日	123,100,120	37,302,409
第6期	2019年12月11日～2020年12月10日	320,399,851	113,166,134
第7期	2020年12月11日～2021年12月10日	234,400,471	124,321,486
第8期	2021年12月11日～2022年12月12日	457,510,044	153,212,729
第9期	2022年12月13日～2023年12月11日	2,446,034,091	225,435,734
第10期	2023年12月12日～2024年12月10日	2,925,640,164	924,990,739
当中間期	2024年12月11日～2025年 6月10日	721,796,460	383,408,565

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《参考情報》**運用実績**

本ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2025年6月末現在

基準価額・純資産の推移

2015年3月27日（設定日）～2025年6月30日



- 基準価額の推移は、本ファンドの信託報酬控除後の価額です。
- 上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

基準価額・純資産総額

基準価額	25,465円
純資産総額	138.10億円

期間騰落率（年率換算前）

期 間	ファンド
1 ヶ月	4.4%
3 ヶ月	5.9%
6 ヶ月	-0.5%
1 年	2.1%
3 年	55.2%
設定来	154.7%

- 本ファンドの期間騰落率は信託報酬控除後のものです。なお、換金時の費用、税金等を考慮していません。
- 本ファンドの期間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。また、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

■資産構成比*

組入れファンド・資産	比率
ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド（先進国株式）	77.9%
ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド（新興国株式）	20.7%
現預金・その他	1.4%
合 計	100.0%

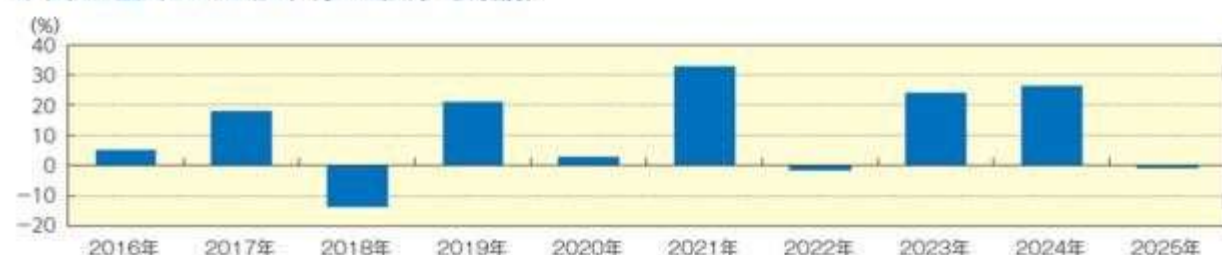
*比率は、純資産総額に対する割合です。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算日	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

- 収益分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合や、分配金が支払われない場合があります。

年間収益率の推移（1万口当たり、税引前）



- 本ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。
- 2025年は6月末までの騰落率を表示しています。

本ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2025年6月末現在

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

本ファンドが主要投資対象とする「ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド」および「ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド」の運用状況です。

ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド

■組入上位5銘柄

銘柄名	国	業種	比率
エヌビディア	米国	情報技術	3.5%
マイクロソフト	米国	情報技術	2.8%
アマゾン・ドット・コム	米国	一般消費財・サービス	2.7%
アップル	米国	情報技術	2.6%
アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス	1.4%

■業種別構成比

業種	比率
情報技術	18.8%
金融	17.0%
資本財・サービス	14.7%
一般消費財・サービス	11.4%
ヘルスケア	9.3%
コミュニケーション・サービス	7.2%
生活必需品	6.2%
その他	15.4%
合計	100.0%

■国別構成比

国	比率
米国	70.4%
日本	6.3%
英国	3.6%
カナダ	3.5%
ドイツ	2.6%
その他	13.4%
現預金等	0.1%
合計	100.0%

■銘柄数

銘柄数	7,972
-----	-------

ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド

■組入上位5銘柄

銘柄名	国	業種	比率
リライアンス・インダストリーズ	インド	エネルギー	2.9%
サムスン電子	韓国	情報技術	2.4%
中国建設銀行	中国	金融	2.3%
HDFC銀行	インド	金融	1.8%
ブラジル石油公社	ブラジル	エネルギー	1.7%

■業種別構成比

業種	比率
金融	32.2%
情報技術	13.3%
素材	12.1%
一般消費財・サービス	10.8%
資本財・サービス	9.0%
エネルギー	8.8%
コミュニケーション・サービス	3.6%
その他	10.3%
合計	100.0%

■国別構成比

国	比率
中国	26.5%
インド	19.7%
台湾	19.1%
韓国	10.8%
ブラジル	3.6%
その他	20.1%
現預金等	0.1%
合計	100.0%

■銘柄数

銘柄数	3,510
-----	-------

組入れファンド合計

■業種別構成比

業種	比率	業種	比率
金融	20.2%	コミュニケーション・サービス	6.4%
情報技術	17.7%	エネルギー	5.8%
資本財・サービス	13.5%	生活必需品	5.4%
一般消費財・サービス	11.3%	公益事業	2.4%
ヘルスケア	8.0%	リート	1.5%
素材	6.5%	その他	1.3%
		合計	100.0%

■国別構成比

国	比率
米国	55.6%
中国	5.6%
日本	5.0%
インド	4.1%
台湾	4.0%
英国	2.8%
カナダ	2.8%
韓国	2.3%
ドイツ	2.1%
フランス	1.9%
その他	13.8%
合計	100.0%

■銘柄数

銘柄数	11,482
-----	--------

※当頁はディメンショナル・ファンド・アドバイザーズのデータを基に委託会社が作成しています。

※各項目の比率は、組入れファンドの資産総額に対する割合です。また、各項目の比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※上記記載の個別銘柄への投資を推奨するものではありません。

※上記記載の業種は投資顧問会社による定義です。また、国は組入銘柄のリスク所在国を示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・アイルランド証券取引所の休業日

・ロンドン証券取引所の休業日

・ニューヨーク証券取引所の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券に投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは著しい流動性の減少等その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込を取消することができるものとします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(10) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・アイルランド証券取引所の休業日

・ロンドン証券取引所の休業日

・ニューヨーク証券取引所の休業日

(4) 解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金は制限する場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

あおぞら投信株式会社

ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>

電話番号 050-3199-6343（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

- (7) 解約単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは著しい流動性の減少等その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消することができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。
- (10) 本ファンドの受益権の換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

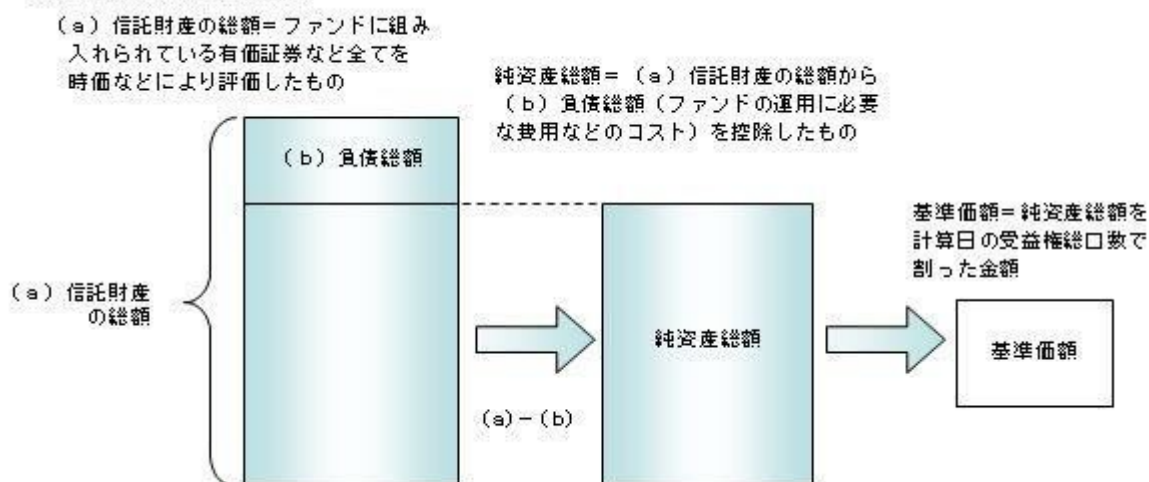
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

あおぞら投信株式会社

ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>

電話番号 050-3199-6343（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2015年3月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了

させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益権の総口数が10億口を下回ったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

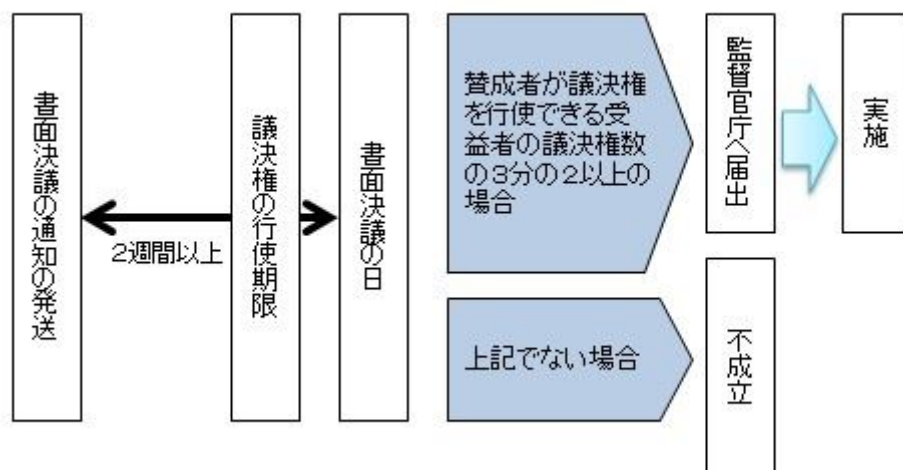
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



- ⑤ 公告
公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>
- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金に対する請求権
受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分にに応じて請求する権利を有します。
収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとし、収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 償還金に対する請求権
受益者は、償還金を持ち分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- (3) 換金（解約）請求権
受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（1）本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

また、本ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（2023年12月12日から2024年12月10日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間計算期間（2024年12月11日から2025年6月10日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

1【財務諸表】

【あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 2023年12月11日現在	第10期 2024年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	121,535,009	479,652,136
投資証券	6,074,317,832	12,614,527,661
未収利息	-	1,445
流動資産合計	6,195,852,841	13,094,181,242
資産合計	6,195,852,841	13,094,181,242
負債の部		
流動負債		
未払金	31,000,000	16,000,000
未払解約金	9,155,507	123,831,927
未払受託者報酬	511,886	1,671,634
未払委託者報酬	10,237,593	33,432,597
未払利息	332	-
その他未払費用	1,737,746	1,245,847
流動負債合計	52,643,064	176,182,005
負債合計	52,643,064	176,182,005
純資産の部		
元本等		
元本	3,093,269,614	5,093,919,039
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,049,940,163	7,824,080,198
（分配準備積立金）	510,926,618	2,394,241,664
元本等合計	6,143,209,777	12,917,999,237
純資産合計	6,143,209,777	12,917,999,237
負債純資産合計	6,195,852,841	13,094,181,242

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第10期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
営業収益		
受取配当金	85,967,569	202,026,568
受取利息	-	66,306
有価証券売買等損益	281,465,287	2,103,078,261
営業収益合計	367,432,856	2,305,171,135
営業費用		
支払利息	86,464	42,358
受託者報酬	740,916	2,871,544
委託者報酬	14,818,083	57,430,793
その他費用	3,145,977	3,188,088
営業費用合計	18,791,440	63,532,783
営業利益又は営業損失（△）	348,641,416	2,241,638,352
経常利益又は経常損失（△）	348,641,416	2,241,638,352
当期純利益又は当期純損失（△）	348,641,416	2,241,638,352
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	22,771,601	265,236,086
期首剰余金又は期首欠損金（△）	609,885,283	3,049,940,163
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,281,745,887	3,808,511,716
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,281,745,887	3,808,511,716
剰余金減少額又は欠損金増加額	167,560,822	1,010,773,947
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	167,560,822	1,010,773,947
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,049,940,163	7,824,080,198

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の収益分配落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	本ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、2023年12月12日から2024年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 2023年12月11日現在	第10期 2024年12月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,093,269,614口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 5,093,919,039口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9860円 (10,000口当たり純資産額) (19,860円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.5360円 (10,000口当たり純資産額) (25,360円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第10期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A 80,506,903円 収益額 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 B 245,362,912円 収益調整金額 C 2,539,013,545円 分配準備積立金額 D 185,056,803円 本ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 3,049,940,163円 本ファンドの期末残存口数 F 3,093,269,614口 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 9,859円 分配対象額 10,000口当たり分配金額 H 0円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 0円	分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A 189,251,779円 収益額 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 B 1,787,150,487円 収益調整金額 C 5,429,838,534円 分配準備積立金額 D 417,839,398円 本ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 7,824,080,198円 本ファンドの期末残存口数 F 5,093,919,039口 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 15,359円 分配対象額 10,000口当たり分配金額 H 0円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別 第9期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第10期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されております。	同左

項目	期別	第9期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第10期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		委託会社では、投信管理部門において、運用パフォーマンスの評価・分析及び運用に係るリスクのモニタリングならびに関係法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果はコンプライアンス部及び社内に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督を行っております。運用の外部委託を行う場合は、当該外部運用委託先に対し定期的に前述と同等程度の報告を義務付けることにより、リスク管理を実施しております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第9期 2023年12月11日現在	第10期 2024年12月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	有価証券 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第9期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第10期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	872,671,257円	3,093,269,614円
期中追加設定元本額	2,446,034,091円	2,925,640,164円
期中一部解約元本額	225,435,734円	924,990,739円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第9期 2023年12月11日現在	第10期 2024年12月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	280,357,001	1,995,113,294
合計	280,357,001	1,995,113,294

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド	3,366,314.83	10,073,932,770	
	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュース・ファンド	1,611,479.989	2,540,594,891	
合計		4,977,794.819	12,614,527,661	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

【あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 2024年12月10日現在	第11期中間計算期間 2025年 6月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	479,652,136	289,621,893
投資証券	12,614,527,661	13,309,371,344
未収利息	1,445	2,777
流動資産合計	13,094,181,242	13,598,996,014
資産合計	13,094,181,242	13,598,996,014
負債の部		
流動負債		
未払金	16,000,000	-
未払解約金	123,831,927	27,857,456
未払受託者報酬	1,671,634	1,765,930
未払委託者報酬	33,432,597	35,318,590
その他未払費用	1,245,847	1,275,243
流動負債合計	176,182,005	66,217,219
負債合計	176,182,005	66,217,219
純資産の部		
元本等		
元本	5,093,919,039	5,432,306,934
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,824,080,198	8,100,471,861
（分配準備積立金）	2,394,241,664	2,225,438,233
元本等合計	12,917,999,237	13,532,778,795
純資産合計	12,917,999,237	13,532,778,795
負債純資産合計	13,094,181,242	13,598,996,014

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期中間計算期間 自 2023年12月12日 至 2024年 6月11日	第11期中間計算期間 自 2024年12月11日 至 2025年 6月10日
営業収益		
受取配当金	50,523,394	67,555,230
受取利息	4,013	510,763
有価証券売買等損益	1,675,356,788	△237,711,547
営業収益合計	1,725,884,195	△169,645,554
営業費用		
支払利息	42,358	-
受託者報酬	1,199,910	1,765,930
委託者報酬	23,998,196	35,318,590
その他費用	1,942,241	1,275,243
営業費用合計	27,182,705	38,359,763
営業利益又は営業損失（△）	1,698,701,490	△208,005,317
経常利益又は経常損失（△）	1,698,701,490	△208,005,317
中間純利益又は中間純損失（△）	1,698,701,490	△208,005,317
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	68,558,140	△23,757,223
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,049,940,163	7,824,080,198
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,317,941,487	1,048,572,477
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,317,941,487	1,048,572,477
剰余金減少額又は欠損金増加額	314,286,666	587,932,720
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	314,286,666	587,932,720
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,683,738,334	8,100,471,861

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の収益分配落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第10期 2024年12月10日現在	第11期中間計算期間 2025年 6月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 5,093,919,039口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 5,432,306,934口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.5360円 (10,000口当たり純資産額) (25,360円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.4912円 (10,000口当たり純資産額) (24,912円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第10期 2024年12月10日現在	第11期中間計算期間 2025年 6月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価の差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	有価証券 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第10期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日	第11期中間計算期間 自 2024年12月11日 至 2025年 6月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,093,269,614円	5,093,919,039円
期中追加設定元本額	2,925,640,164円	721,796,460円
期中一部解約元本額	924,990,739円	383,408,565円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下は2025年 6月30日現在のファンドの現況であります。

【純資産額計算書】

I 資産総額	13,843,975,234円
II 負債総額	34,208,373円
III 純資産総額（I－II）	13,809,766,861円
IV 発行済口数	5,423,021,682口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.5465円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 受益証券の名義書換えの事務など
 ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
 該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - ③ 受益権の譲渡の対抗要件
 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (5) 受益権の再分割
 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

- (1) 資本金の額（2025年8月1日現在）
- | | | |
|--------------------|---|---------------------|
| 資本金の額 | : | 5億円 |
| 発行する株式の総数 | : | 45,000株 |
| 発行済株式総数 | : | 18,000株 |
| 過去5年間ににおける主な資本金の増減 | : | 2025年8月1日 資本金5億円に増資 |
- (2) 会社の機構（2025年6月末現在）
- ① 会社の意思決定機構
経営の意思決定ならびに業務執行における重要事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に従い委託会社の業務執行の全般について指揮統括します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。
- ② 投資運用の意思決定機構
投資運用の意思決定は、投資委員会において行われます。投資委員会は、代表取締役、常勤取締役、運用部ならびに関係各部署の代表で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。商品企画部は、ファンドの商品企画・設計を行い、運用部は「運用の基本方針」を策定し、投資委員会に上程します。投資委員会において、運用部から上程されるファンドの「運用の基本方針」、ファンド・オブ・ファンズに組入れるファンド、運用権限の一部委託先等について、国内外の経済・市場状況、競合状況、販売会社等を通じた需要等を勘案し議論、分析を行い、合議のうえ、その諾否を決定します。運用部は、投資委員会で承認された運用方針に基づき、ファンド毎の運用計画を策定または事後チェック体制に基づいて運用の指図を行います。
投資対象ファンドの組入れまたは運用権限の委託を行う場合、組入れ後または運用開始後、定期的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜調査・評価を行っています。また、ファンドの運用に関する関係法人に対して、定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2025年6月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	44	531,924,888,601
単位型株式投資信託	9	14,261,626,359
合計	53	546,186,514,960

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度末 (2024年 3月31日現在)		当事業年度末 (2025年 3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部) 流動資産 現金・預金	※ 2		1,341,600		1,932,863

前払費用			10,637		3,595
未収委託者報酬			1,706,098		1,707,727
未収入金			0		-
流動資産計			3,058,337		3,644,186
固定資産	※ 1				
有形固定資産			19,486		18,454
建物		18,986		18,006	
器具備品		499		447	
無形固定資産			18,750		13,750
ソフトウェア		18,750		13,750	
投資その他の資産			36,148		46,703
繰延税金資産		36,148		46,562	
敷金差入保証金		-		141	
固定資産計			74,384		78,907
資産合計			3,132,721		3,723,093
(負債の部)					
流動負債					
未払金			1,243,093		1,052,600
未払手数料	※ 2	876,900		882,402	
その他未払金	※ 2	366,193		170,197	
未払費用			1,710		23,088
未払法人税等			66,693		157,658
未払消費税等			75,401		25,616
預り金			11,909		24,749
賞与引当金			-		63,504
流動負債計			1,398,808		1,347,218
固定負債					
資産除去債務			22,763		22,947
固定負債計			22,763		22,947
負債合計			1,421,572		1,370,166
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			450,000		450,000
資本準備金		450,000		450,000	
利益剰余金			811,149		1,452,927
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		811,149		1,452,927	
純資産合計			1,711,149		2,352,927
負債・純資産合計			3,132,721		3,723,093

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年 3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		3,612,275		4,000,942	
営業収益計			3,612,275		4,000,942
営業費用					
支払手数料	※ 2	1,844,928		2,076,089	
支払投資顧問料		14,032		12,879	
広告宣伝費		22,230		34,041	
調査費		41,978		64,406	
委託計算費		44,462		120,159	

営業雑経費		101,345		116,359	
通信費		4,955		6,398	
印刷費		94,509		107,452	
協会費		1,880		2,509	
営業費用計			2,068,978		2,423,936
一般管理費					
給料	※ 2	376,478		459,738	
役員報酬		89,737		75,399	
給料・手当		211,324		286,675	
賞与		75,416		34,159	
賞与引当金繰入額		-		63,504	
法定福利費	※ 2	37,594		50,773	
採用費		-		7,837	
福利厚生費		-		1,024	
交際費		6,484		4,013	
寄付金		2,000		20	
会議費		1,259		12,351	
旅費交通費		13,429		17,142	
租税公課		21,228		21,479	
不動産賃借料	※ 2	25,291		28,834	
賃借料	※ 2	6,004		8,181	
固定資産減価償却費	※ 1	6,660		6,229	
資産除去債務利息費用		161		183	
支払報酬料		7,778		14,063	
消耗品費		4,373		1,403	
外注費		3,996		3,996	
保守修理費		7,370		5,854	
保険料		333		993	
送金手数料		4,751		6,400	
一般管理費計			525,194		650,523
営業利益			1,018,102		926,482
営業外収益					
受取利息	※ 2	6		462	
雑収入		168		524	
営業外収益計			174		987
営業外費用					
雑損失		65		-	
営業外費用計			65		-
経常利益			1,018,211		927,470
税引前当期純利益			1,018,211		927,470
法人税、住民税及び事業税	※ 2		321,168		296,105
法人税等調整額			△15,464		△10,413
当期純利益			712,506		641,777

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
				資本 準備金	資本 剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金					
当期首残高	450,000	450,000	450,000	98,642	98,642	998,642	998,642
当期変動額							
当期純利益				712,506	712,506	712,506	712,506
当期変動額合計	-	-	-	712,506	712,506	712,506	712,506
当期末残高	450,000	450,000	450,000	811,149	811,149	1,711,149	1,711,149

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本	純資産
--	------	-----

	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	811,149	811,149	1,711,149	1,711,149
当期変動額							
当期純利益				641,777	641,777	641,777	641,777
当期変動額合計	-	-	-	641,777	641,777	641,777	641,777
当期末残高	450,000	450,000	450,000	1,452,927	1,452,927	2,352,927	2,352,927

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～30年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年

2. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、株式会社あおぞら銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
有形固定資産の減価償却累計額	6,043千円	7,272千円

※2. 関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
流動資産		
預金	584,487千円	436,001千円
流動負債		
未払手数料	277,387	264,667
その他未払金	332,756	162,668

(損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
有形固定資産	1,068千円	1,229千円
無形固定資産	5,591	5,000

※2. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
--	---	---

支払手数料	552,935千円	626,298千円
給料	372,428	139,944
法定福利費	36,896	19,223
不動産賃借料	25,291	28,834
賃借料	4,927	7,099
受取利息	3	275
法人税、住民税及び事業税	263,684	131,641

当該金額は、グループ通算制度により、通算親会社と授受する金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	0	-
資産計	1,706,099	1,706,099	-
(1) 未払手数料	876,900	876,900	-
(2) その他未払金	366,193	366,193	-
負債計	1,243,093	1,243,093	-

当事業年度（2025年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,707,727	1,707,727	-
資産計	1,707,727	1,707,727	-
(1) 未払手数料	882,402	882,402	-
(2) その他未払金	170,197	170,197	-
負債計	1,052,600	1,052,600	-

（注1）「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	-
合計	1,706,099	-

当事業年度（2025年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,707,727	-
合計	1,707,727	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2025年 3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2025年 3月31日現在）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収委託者報酬	-	1,707,727	-	1,707,727
資産計	-	1,707,727	-	1,707,727
未払手数料	-	882,402	-	882,402
その他未払金	-	170,197	-	170,197
負債計	-	1,052,600	-	1,052,600

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬

この時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払費用	523	7,069
未払賞与	21,007	9,299
賞与引当金	-	19,444
資産除去債務	6,970	7,026
未払事業税	12,719	8,710
繰延税金資産合計	41,221	51,551
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△5,072	△4,989
繰延税金負債合計	△5,072	△4,989
繰延税金資産(負債)の純額	36,148	46,562

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
--------------------------	--------------------------

実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.1
住民税均等割	0.0	0.0
評価性引当額の減少	△1.0	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.0
その他	0.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0%	30.8%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、株式会社あおぞら銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時際に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は136千円減少し、法人税等調整額が136千円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
期首残高	12,431	22,763
有形固定資産の取得に伴う増加額	22,627	-
時の経過による調整額	161	183
資産除去債務の履行による減少額	△12,456	-
期末残高	22,763	22,947

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
営業収益	3,612,275	4,000,942
うち委託者報酬	3,612,275	4,000,942
公募投資信託から生じるもの	3,445,798	3,849,901
私募投資信託から生じるもの	166,476	151,041

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等について、履行義務を負っています。委託者報酬額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。

(2) 取引価格の算定に関する情報

委託者報酬の金額は、信託期間を通じて毎日、投資信託の日々の純資産総額に対する一定の固定料率を乗じて計算されます。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社の日々のサービス提供時に、信託期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等
前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有直接100%	役員の受入者 出向者の受入者 事務代行 グループ通算 制度親会社への 支払 機器の賃借	税額のうちグループ通算親会社への支払	263,684	その他未払金	263,684
							出向者負担金	409,324	その他未払金	68,606
							賃借料	4,927	その他未払金	465
							代 hands 手数料	552,935	未払手数料	277,387

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,259	銀行業	被所有直接100%	役員の受入者 出向者の受入者 事務代行 グループ通算 制度機器の賃借	税額のうちグループ通算親会社への支払	131,641	その他未払金	131,641
							出向者負担金	159,168	その他未払金	30,370
							賃借料	7,099	その他未払金	656
							代 hands 手数料	626,298	未払手数料	264,667

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代 hands 手数料	79,416	未払手数料	7,725

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代 hands 手数料	76,028	未払手数料	7,408

- (注) 1. 上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)あおぞら銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
1株当たり純資産額	95,063.86円	130,718.18円
1株当たり当期純利益金額	39,583.71円	35,654.32円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
当期純利益（千円）	712,506	641,777
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	712,506	641,777
普通株式の期中平均株式数（株）	18,000	18,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
-----	-----------------------	-------

三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	------------	---

＜再信託受託会社の概要＞

名称：株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額：51,000百万円（2025年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	54,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
OKB証券株式会社	1,500百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	
GMOクリック証券株式会社	4,346百万円 (2024年12月31日現在)	
大熊本証券株式会社	343百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
moomoo証券株式会社	1,000百万円 (2024年12月31日現在)	
楽天証券株式会社	19,495百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	125,966百万円	
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	
株式会社沖縄銀行	22,725百万円	
株式会社但馬銀行	5,481百万円	
株式会社東和銀行	38,653百万円	
株式会社トマト銀行	14,310百万円	
株式会社富山第一銀行	10,182百万円	
株式会社長野銀行	13,017百万円	
株式会社八十二銀行	52,243百万円	
株式会社福島銀行	19,638百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
ソニー生命保険株式会社	70,000百万円	
おかやま信用金庫	1,764百万円 (出資の総額)	
信金中央金庫	890,998百万円 (出資の総額)	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行います。
- （2）販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行います。

3【資本関係】

- （1）受託会社
該当事項はありません。
- （2）販売会社
販売会社である株式会社あおぞら銀行は、委託会社の株式を18,000株（持株比率100.0%）保有しています。（2025年3月末現在）

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ ロゴ・マーク、写真、イラスト、図案およびキャッチ・コピーなどを採用することがあります。
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 当初元本額についての記載。
 - ② 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
 - ③ 所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。
- (10) 目論見書の巻頭に以下を記載することがあります。

ご投資家の皆さまへ

「てつさん」は、先進国株式と新興国株式に投資する2つのファンドを組入れることで、世界中の株式に広く分散投資できるようになっており、その組入銘柄数は10,000銘柄以上に及びます。

グローバル分散投資は歴史的に高いリターンをもたらしており、「てつさん」のコンセプトはそのリターンを広く取り込もうというものです。

「てつさん」の運用は、特定の個別銘柄ではなく、ポートフォリオ全体で長期的に優位性が検証されている「割安」、「小型」といった特性に傾けることで、優れたリターンの獲得を目指します。

さらに、運用担当者がリサーチ等に基づいて銘柄選択するアクティブ運用ファンドに比べて、運用コストが低く抑えられているのも特徴です。

「てつさん」を皆さまの資産運用のコアとしてご活用いただければ幸いです。

あおぞら投信

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 栄 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 栄亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・徹底分散グローバル株式ファンドの2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンドの2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あおぞら投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 栄亮
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・徹底分散グローバル株式ファンドの2024年12月11日から2025年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンドの2025年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月11日から2025年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あおぞら投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。